

映倫 年少者映画審議会のご紹介

映画倫理委員会

〈年少者映画審議会〉は「映画倫理綱領」第3項にもとづいて、映倫委員長の諮問機関として、年少者の成長と福祉に資する映画について助言を行い、年齢層に対応して推薦する映画を選定しています。

*「年少者」とは18歳未満の未成年を指しています。

【申し込み】

映倫の本審査を受けた作品の申請者ならば、どなたでも申し込みできます。事務手続き等の費用は一切かかりません。

【選定試写】

映倫委員および大学教授・弁護士など各分野の識者から成る委員による月例の選定試写を映倫試写室にて行っています。

*委員の名簿は映倫ホームページに記載してあります。

*試写経費は無料ですが、上映用素材（DCP、ブルーレイ、DVDのいずれか）は申請者にご用意ください。

*作品資料（プレスシート、チラシなど）を10部ご用意ください

【結果のお知らせ】

選定試写の後で選定会議を行います。結果はすぐにお知らせいたします。

*あくまで〈選定〉ですので、結果的に推薦とならないケースもございます。この点をあらかじめご承知おきください。

【結果の告知】

〈推薦〉となった場合は、映倫ホームページおよび主要映画業界紙に告知いたします。また申請者が行う当該映画の広報・広告活動において〈映倫 年少者映画審議会 推薦〉との文言を使用することが可能です。